

## 裁判員等経験者の意見交換会議事録

**司会者：** 裁判員等経験者との意見交換会を行わせていただきます。本日はまず最初に5名の方々に裁判員裁判に参加した全般的な感想や印象をお伺いした後に、続いて個別の手續の問題で選任手續，審理及び評議における感想や御意見を伺い，最後に，これからの裁判員になられる方々へのメッセージをお話しいただけたらと思います。

なお，報道機関の方々もいらっしゃっておりますが，その後に裁判員等経験者の方々との質疑応答も行いたいと思っておりますので，よろしく願いいたします。

それでは，まず最初に，裁判員裁判に参加した全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。

今回，裁判員，補充裁判員を経験された5名の方にお越しいただいており，それぞれが貴重な御経験をされておりますが，順番に全般的な感想，印象をお願いしたいと思います。

では，まず，1番の方からお願いします。

1番の方は，専ら量刑が争点だった現住建造物等放火の事件を担当されましたが，いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 1：** 選任されるまでは，テレビなんかで事件とかいろいろ報道されていても，知り合いの人がそういうのに関わっていることもなく，こういうことがあったんだなあとかって，それほど深く考えることはなかったんですけども，選任されまして，一通り裁判員を経験させていただいて，その中で量刑とか，事件に至るまでの細かい状況を知っていく中で，裁判員裁判を務めさせていただいた後も，やっぱりニュースなんかで事件の話聞くにつけ，ああ，このときはこうだったんだろうとか，事件の背景をいろいろ思うようになりました。

決してその報道で100パーセント報道されていないんだろうなあとか，そういういろいろな事情があるんでしょうけど，何かあったからこういう量刑になっ

たんかなとかというようにことまで思いを巡らすようにはなりました。決して人ごとじゃないんだなというのも、やはり事件とか見るたびに思うようになりました。

**司会者：**どうもありがとうございました。2番の方も、専ら量刑が争点だった事件だったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者2：**選任された感想についてなんですけど、人に判決を下すということが、私は自分では感情的にならずに、ちゃんと判断できると思っていたんですけど、意外と、判決どうしますかと言われたときに、前の量刑とか、そういうのと比べて私がこういう判断を下したというのは、やっぱり今考えると感情に大分流されていたように思いました。裁判官の方の仕事が、人に判決を下すというのが、これほど難しいとは思わなかったです。

**司会者：**ありがとうございます。

それでは、続きまして、3番の方は、担当された事件はコンビニでの強盗と強盗致傷事件ということで、確か1点については物をとるつもりはなかったという争いがあるって、また、責任能力も争点になったと思いますが、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者3：**裁判員制度というのは、私たちのような一般的な感覚も入れて判決ができるということで、とても大事やと思っていたんですけど、まさか自分に来るとは思っていませんでしたので、びっくりしました。扱っていた案件なんですけれども、やっぱりすごく悩みました。というのは、コンビニ強盗でちょっと傷を負わせたなんて言ったら、当然もう刑を受けるべきやというふうに単純に考えていたんですけども、話を聞いていたら、精神障害的なものが大分絡んでいるんですね。それと、社会保障みたいなもの、生活保護も受けて生活をされている方だったので、何かその辺でどういうふうに持っていったら、この人が本当に刑を受けた後で、一般に社会復帰ができるのかなというのを随分悩みましたね。

でも、なかなか今の制度では、刑を受けている間に、病気の治療だとかもで

きるような制度になっていないんだということもお伺いして、何かその辺をもうちょっときちっとしないと、これからだんだんと精神障害的な方が増えてきていますよね、現実には。何か要るん違うかなというふうなものが一番強く残りました。

**司会者：**ありがとうございます。それでは、4番の方は、包丁で意図的に刺したかどうか争点となった、主として殺人未遂事件ということでしたけれども、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者4：**まず、参加させていただくに当たりまして、ちょっと裁判員に対する会社の理解というのが欠けたところがあり、とても参加しづらさというものを感しました。

ニュースを見ていると、結構悪質だなと思うところ、例えば被害者の人生に関わったりとか、あと本当に命に関わったりというところで、何か判決が軽いなというのを感じるようなことも多々ありまして、今回、裁判員として参加させていただいて、事件の背景を考えていくというところがすごく重要で、あと、判決を下していくという責任の重さなどもすごくかみしめるところでありました。

**司会者：**どうもありがとうございました。それでは、5番の方は、犯人かどうか争われた、主として現住建造物等放火事件が中心となる事件でしたが、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者5：**私はまず、裁判員に選ばれたことで、周りに経験されていた方が一人もいなかったのので、私も本当にまさか自分がというような感じではありました。それも前の年の年末ぐらいに名簿に載ったよというお知らせが来て、去年の11月ぐらいに候補に選ばれましたというのが、ちょっと忘れかけていたころに来て、今年、2月ぐらいに参加させていただいたんですけども、全く今まで関わりのなかった方々と、自分の生活とは全く関係ないことについて意見の交換ができるという経験自体がすごく貴重なものだと思います。ある意味、毎日仕事に行って家に帰ってというのとは違う、非日常的な体

験でもありましたし、全く自分の生活には関係ないことに関して、真剣にこんなにも考えることができたということが、自分にとってもすごい貴重な経験だったと思います。

参加させていただいた案件については、話を聞けば聞くほどちょっとややこしくなってくるような事件でして、何か例えば、被告人の方が犯した罪というか、事実以上に感情的なこととか人間関係とかというのが結構絡んできて、それに対してみんなで真剣に考えていたというのがすごい印象に残っています。

**司会者：**ありがとうございました。それぞれ皆さん、本当に悩みながら真剣に、あるいは驚きながらいろんな取り組みをして参加をされてきたかと思います。問題は、私たち法律家がちゃんとそれに応えるような環境がくれたかどうかというところで、その点、今後も改善しないといけないところがあるかかと思っていますので、またいろんな手続ごとに御意見を伺いながら、皆さんの経験を生かして、これから参加する方のための環境整備もしたいと思っていますので、いろいろ御意見をお願いしたいと思っています。

それでは、個別の手続ごとに話を進めていきたいと思いますが、まず、主として選任関係の問題ということで、選任というのは、要するに皆さんにお越しいただいて、じゃあ、これから選びますよということで、まず、その段階でいろいろ日程調整をしていただいたりとか、いろいろ大変なことがあったと思います。職場の理解という話もさっきありましたけれど、そういう点も含めて、参加のしやすさ、こういう点があったから参加しやすかった、あるいはこういうところが隘路になった、非常に問題が残ったという点、職場の関係でも、あるいは裁判所の審理日程の関係でも結構ですので、またいろいろとお伺いできたらと思います。

もうしばらく順番どおりにお伺いしたいと思いますが、1番の方、日程としては月曜日の午前中に選任手続があつて、その日の午後に審理が行われ、その週の木曜日と金曜に審理や評議があり、翌週の火曜に判決と、こういう日程だったと思いますが、どうでしょう、この裁判についての選任手続に向かうに

当たっての、参加しやすさ等の問題については。

**裁判員等経験者 1**：私の職場が従業員300人ぐらいの職場なんですけども、私が総務課に、選ばれましたと言いに行ったら、わあ、2人目やわという話で、1人目の方は有休で参加されたいらしいんですけども、私が初めて公休という形で参加させていただく形にはなったんです。1日目は選任手続で、そんなに遅くならないかなと思っていたんですけども、一緒に仕事をしている部下にちょっと留守番頼むと言って、こちらで裁判と審理をさせていただいて、ちょっと心配になったので、帰りに職場に寄ってみたら、もう全然仕事が終わってなくて、結局1日目は午後9時ぐらいまで一緒に残業したという形だったので、上司には、これは困りますというようなことで、2日目以降はそれほどひどくはなかったんですけども、やはりなかなかどういう状況で拘束されるかというのも職場のほうもまだまだ経験が浅くて、不慣れなので、きっちり、何と云うんでしょうね、体制ができてないんだなというのは痛感しました。それによって、参加したことに不満があるわけではないんですけども、やはりもうちょっと企業のほうに何がしかの案内なりは必要なんじゃないかなというふうには思いました。

**司会者**：今のお話は、月曜日の午前中に選任されて、午後、審理に立ち会われて、その日、職場に行ってからのことだったんでしょうか。

**裁判員等経験者 1**：確かこの日にもういきなり審理に入るというのは多分わかってなかったんじゃないかなと思います。案内来てたかな。

**司会者**：一応、その日は空けといてくださいみたいな案内は確か行っていたと思うんですが。

**裁判員等経験者 1**：私が勝手に選任だけだと思っていたのかもわからないんですけども、ちょっと1日目はびっくりするぐらいタイトではありました。

**司会者**：実際、1番の方は、その後が木、金、火と3日間あって、実は最近の流れからすると、割と短い期間だったほうなんですけども、この日程でも、やっぱり期間としてはかなり仕事に影響するような期間だったでしょうか。

**裁判員等経験者 1**：あらかじめ、やはり日程がわかっておれば、ある程度の調整は、私の場合はききましたので、1日目は恐らく私の勘違いだったのかもわかりません。

逆に、選任されて公判が始まる前、皆さんと顔合わせをしたときに、余り日程が長過ぎると大変なので、選任日に公判1日目という方向で行っているんですというような話も伺って、逆にびっくりした感じでした。

**司会者**：そこは本当にこちらもいつも悩ましいところで、別の日にするとちょっと長くなってしまったり、その日に一気にやってしまうと、ちょっと準備が慌ただしいということで、また参考にさせていただきます。

2番の方は、確か火曜日に選任があつて、その日じゃなくて、翌水曜日から始まったということで、水、木、金の3日間で審理や評議、判決が行われたという日程だったと思いましたが、これについてはいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：私の場合は、まさかなると思っていなかったので、とりあえず選任手続の日は、休日、非番にしてもらっていたんですけど、その後、次の日からの3日間は、もう選ばれたということで、すぐに職場に走って行って、選ばれてしまったんで、もうこれから週末まで来れませんということで、とりあえず特別休暇手続をしたいということで出したんですけど、認められなかったみたいで、有休になっていると思うんですけど、やっぱり制度として、どの会社も特別な休暇というのをちゃんと制度で出してほしいなとは思いました。

**司会者**：その場合、2番の方は、一応、選任手続に行くときに、会社のほうには、選ばれたらこの3日間は行かなきゃいけませんという説明はされていたのでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：一応、選任手続に呼ばれているので行きますということで、もしかしたら、その後、3日間は来れないかもということには伝えていたんですけど、やっぱり特別休暇は出ないということになりました。

**司会者**：やはり職場のほうも選ばれないかなというふうにはちょっと理解してしまっているのかな。

あと、日程の3日間というのは、やはりそんなに負担じゃなかったでしょうか。それとも結構3日間でもしんどかったというところはあるでしょうか。

**裁判員等経験者2**：初めは自分と関係ない話で、事件ということなんで、それほど負担には感じないと思っていたんですけど、1日目、終わってみると、被告人の方とか被害者の方の気持ちとか、いろいろ考えると、思うところがあって、ちょっとしんどいなとは思いました。

**司会者**：むしろ日程というよりも内容的な負担のほうがかなりあったという感じでしょうか。

日程の関係では、次の3番の方は、少し長目の審理だったと思います。水曜日に選任されて、翌週の月曜日から金曜日まで、そしてまた、その次の週も、月曜日に審理や評議が行われて、火曜空けて水曜日に宣告ということで、2週間にまたいで、しかも最初の週はずっと月曜から金曜までという日程だったと思います。この点、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者3**：私自身はもう退職してますので、日程的には自分のスケジュールを合わすだけだから、特にどうってことはなかったんですけども、その最初の選任手続のときに、書類が来て、いろんな理由がある人は書いて、外していただいて、その後に集まった人の中からまたというふうな形で、最後抽選でしたでしょう。みんな、こちらに来るときには覚悟はある程度していると思うんですよ。私もいろんなところで役をしているから、それ全部断って、この日は無理になると思うのでというふうなことで来ているから、もう受けられる状態で皆さん来てはると思うんですね。だから、あそこでほんまに特殊な事情を聞くのは大事だけれども、抽選が要るのかなというふうなことはすごく感じたんです。

というのは、補充裁判員になられた方が、私はなれると思って来たのにならなかった。でも、補充で入れてよかったと言っている方がいたので、書類申請しているんだったら、もうくじは要らんの違うかなと、私は個人的に思いました。

**司会者**：特に3番さんの参加されたのは、少し期間も長くて負担が大きい事件だったんです。そうまでして準備して来られているのに、結局選ばれない方もいらっしゃるということで、むしろそういう方のことを考えると、もうちょっと来た人がそのままなるような仕組みのほうが本当はいいんじゃないかという御意見ですね。本当にそこはいろいろ考えなきゃいけないとかもあるんですけども。

2週にまたいだという、この期間自体、その負担感というのはいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者3**：どなたも抜けられませんでした。1回だけ、体調を崩して、後から来はった方がありましたけれども、特にみんなそれより内容のほうに悩んでました。どうしたらええんやろうというふうな感じで。

**司会者**：それから、4番の方は、月曜日に選任されて、翌日の火曜から金曜にかけて審理や評議、判決が行われるという日程でした。職場の関係等、いろいろあったと思いますが、この点、御意見いただけたらと思います。

**裁判員等経験者4**：選任されるに当たり、前もってお知らせがあったので、総務にはこの日に選任手続に行くということで知らせて、もし裁判員に選ばれたら、有休を取りたいということで、もともとお話ししていたんですけれども、直前になるまで総務から一切何も話がなくて、私の会社では就業規則なんかも個人に配られることはなくて、どこに置いているのかはわからない、どこにあるのか知っている人もほとんどいないというような状況でして、直前になって突然、有休なんか認められるかというところから始まりまして、日給月給で働いているので、結局、休まざるを得ないんですね。年間トータルで見ると、結局のところ働ける日数が減ったので、もらえるお給料も参加している間は減るというような形で、裁判員に参加したら手当をもらえるんだから、それでいいだろうとか、金にがめついことを言うなみたいな、すごく圧力があって、多分、選任手続から裁判に移るまで、他の方だと日数はあったみたいなんですけれども、恐らく日数を空けて裁判ってなっていたら、もっと圧力を会社から掛



けられていたんだらうなというのは、すごく想像できるところでして、私的には日数を空けずに裁判があったというのはすごくありがたかったです。

**司会者：**そこら辺の休暇の取り方，裁判員制度が始まって，裁判所もいろいろとお願いして回って，さっき話していたように公休を作っていたところもあるところもあれば，なかなかできないところもあるということで，本当にそういう御意見を伺いながら，またいろんなところに動いていけたらと思います。

日程としては，この3日間の日程というのはいかがでしょう。本当に大変だったとは思いますが，職場のそういうふうな，やや否定的な環境の中でも御参加いただいたということで，例えば，これが1週間とか10日になると，やっぱりかなり厳しかったでしょうか。

**裁判員等経験者4：**多分1週間とか10日になっていたとしても，私は参加はしていたと思います。

今回，事件が証拠ですとか，あと被告人の方とかの言っていることとかも，どう言ったらいいのか，余り長くなるような内容ではなかったと思うので，日程的にはちょうどいい感じだったと思います。

**司会者：**5番の方は，今回の中でかなり長い日程ということで，木曜日に選任手続を行って，その後，翌週と翌々週，平日5日のうち3日ずつを審理したという形で，その次の週の月曜日に判決ということで，2週間行って3週目に判決と長い日程でしたけども，この長期の日程というのは負担等，いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者5：**私は働いている職場がたまたま土日も普通に仕事があって，交代でやっているような仕事だったので，まだそんなに大丈夫だったんですけど，多分，土日がきっちり休みの会社の方とかだったら，日程調整は大変やろうなとは思いました。

期間については，他と比べてということがなかったので，自分的にはそんなに負担ではなかったです。

私の場合は，お知らせの日について，一応，その日は休みになるかもしれな

いですということはあらかじめ伝えられたのと、決まってから最初の日までは、ちょっと間があいたというのもあって、特に時間的には負担には感じなかったです。

あと、選任手続に関しては、最終、補充裁判員を入れて8人選ばれたんですけど、二十何人ぐらい来られていて、ああ、すごいたくさんの中から選ばれるんやなというのが率直な感想でした。

**司会者：**5番さんの審理日程は、ちょっと言いましたとおり1週間の4日の日を丸々使うんじゃないで、間に1日か2日、ちょっと平日に休みを入れたりも、あいている日を入れたりもしますけど、これも昔から両方のパターンがあるので、もう本当に4日、5日もう丸々週月曜から全部詰めるパターンと、間にちょっと1日ぐらい置くパターンとあるんですが、今回、間を置くパターンにしましたが、この点はいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者5：**そう言われてみれば、何かその期間中もそういうお話があったなと思ったんですけど、そのときも思ったのは、ちょっと根を詰めてとなってくると、多分、それこそ感情に走ったりとか、もう一方的な考え方しかできないかなと思ったので、ちょっと間にクールダウンというか、間を空けて、またちょっと裁判所とは関係ない日常に戻ってという期間があったのは、個人的には良かったんじゃないかなと思っております。

**司会者：**それでは、続きまして、審理の内容についてのほうに移らせていただきます。

審理の分かりやすさというのは、本当にいろんな問題があろうかと思えます。手続の流れをちょっと振り返りますと、恐らく最初に、じゃあ、今から裁判に行きますよと言って、法廷のほうに入っていくと、被告人の名前等を確認した後に起訴状を読み上げて、それに対しての意見があった後に、まず、冒頭陳述というのが検察官と弁護人からあったと思います。これは最初に、事件の概略を説明するという内容で、証拠調べが終わった後には、論告とか弁論とかあったと思います。

証拠の内容をどうやってわかりやすくしようかということで、さっき言った冒頭陳述とか論告弁論のときには、検察官や弁護人からいろいろと書面が出されて、色刷りだったりして、きちっとわかりやすいようにそれぞれ検察官、弁護人が努力されたかと思います。まず、証拠の内容、例えば証人尋問とか供述調書とか、その内容をまた後でちょっとお伺いしますけども、その証拠以外の冒頭陳述や論告弁論で検察官や弁護人が提出して読み上げたり説明した、ああいうレジュメのようなものについて、わかりやすさがどうだったでしょうか。

皆さんのお手元にもお配りしていると思いますけども、記憶を思い起こしながら、そういうのがわかりやすさがどうだったか、検察官はどうだった、弁護士のほうはどうだったというあたりの御感想をお伺いできたらと思います。

ずっと1番さんから回っていたので、逆に回りましょうか。5番さん、いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 5**：すごい簡潔にわかりやすくまとめてくださっているんだなというのが、受け取った側もわかるような資料で、特に不自由はなかったというか、すごくわかりやすかったように記憶しております。

**司会者**：特に5番さんが参加された事件は、犯人かどうかが争われて、しかもそれはいろんな証拠の組み合わせで判断するというところで、ちょっと複雑なところがあつたと思いますが、検察官、弁護人から出された書面というのは、例えばこういうところはわかりやすかったとか、ここは工夫すればよかったとか、何かそういうところとかありますか。

**裁判員等経験者 5**：書面とかで出していただいたり、写真とかはわかりやすかったように思うんですけど、ちょっと印象に残っていたのが、防犯カメラとか映像の部分が結構長かつたと言つたらあれなんですけども、関係ない部分とかもずうっとあつたりとかして、その間がちょっと、映像なんだろうがないんですけど、わかりにくい部分もあつたかなとは思っています。

**司会者**：証拠の内容もまた後でちょっとお伺いしたいんですけども、例えば、お手元に配っているレジュメについて、検察官や弁護人が出しているいわゆるレ

ジュメというか、事件の説明ペーパーについては何か印象に残っていることはありますか。

**裁判員等経験者 5**：ペーパー状のものについては、すごくどちらもわかりやすかったなと思っております。

**司会者**：4番の方の事件は、争点はかなり明確で、双方がシンプルな書面を出したりもしましたが、これについては検察官、弁護人のそれぞれの出した書面ないしその説明というのはいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：すごくわかりやすくて、ずっと中に入ってくるような資料であったので、とてもよかったと思いました。

**司会者**：特に4番さんのほうが特徴的なのは、検察官は色刷りで図面を描いたり、箇条書きにしたりして、弁護人はどっちかと言うとちょっと簡単な文章方式のものだったりしましたがけれども、これについてはどっちのほうがいいとか、そういう感想とかありましたでしょうか。

**裁判員等経験者 4**：検察官の提出されたものがすごくよかったと思います。弁護士の方のは、本当に弁護する気があるのかなっていう感じを受けてしまったので。

**司会者**：やっぱりその説明書面でその迫力の差がちょっと出てしまったということもあるんですかね。

それでは、3番の方の事件ですけれども、3番の方もいろいろ争いがある事件が、割と双方が詳しい内容の書面を出したりもしたと思いますけど、この点はいかがだったでしょうか。

**裁判員等経験者 3**：とってもわかりやすかったと思います。映像もありました。でも、一番やっぱり聞き入ったというのか、お医者さんのお話でしたね。傷害の過程というんか、その状況がもう一つつかめていなくて、へえ、そういうものなんかというふうな形があったのと、丁寧に、審理されているなというのも、本当に実感しました。

**司会者**：この点、お手元にお配りしているいろんなレジュメ、冒頭とか最後のほ

うで事案の内容を説明したりするための書面についてはいかがでしたでしょうか

**裁判員等経験者 3**：レジュメよりもやっぱり映像とか，実際に面と向かってしゃべっていただくことのほうが，何か心に訴えるものがあるなどは思いました。

**司会者**：2番の方の事件が，これも争点が量刑ということで，特に検察官の最初の冒頭陳述はかなり簡略なものであったりし，一方で弁護人のほうの図面がかなり箇条書きで詳しいものが出たりしていますけれど，この辺の書面についての印象はいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：検察官の方のほう，何かカラーでよくきれいに整えられているなという印象はありました。検察官とか弁護士という方々がやりとりするのは，多分難しい言葉，専門用語を使ってやっているんだと思うけど，わかりやすいようにと作ってくれているんだとは感じました。

検察官の方が作っていたのはカラーですごくわかりやすかったんです。弁護士の方は，黒で，ワープロ書きみたいな，ぱあって書いたレジュメみたいな感じだったんで，それを考えたら，検察官のほうの言い分のほうが私にはよくわかる，理解できたというふうに感じましたけど。

それと，検察官が提出した防犯カメラか何かの，ここをこう通りましたという図があったんですけど，それが非常にわかりにくかったです。

**司会者**：路線図は多分，証拠の内容で，それはまた後でお伺いしたいんですけども，冒頭陳述の点を指摘されたと思うんですが，検察官の冒頭陳述というのは，私が今まで見た中でもかなり簡略なもので，本当にシンプルに事件の経緯を書いているという形で，一方でむしろ弁護人のほうが詳しく，全部で項目としては14項目をずうっと箇条書きで上げていっているというような形の冒頭陳述だったと思います。

詳しくという意味では，弁護人のほうが詳しくだったと思うんですけど，やはりわかりやすさという意味では，検察官のほう，冒頭はわかりやすかったんでしょうか。

**裁判員等経験者 2**：そうですね、やっぱり要点を書き出してくれているので、わかりやすかったですね。

**司会者**：1番の方の事件では、これはそれぞれがまた時系列がいろいろあったので、その時系列を最初に冒頭にまとめた書面を、検察官が出したり、あるいは弁護人が判断してほしいポイントのところをちょっと挙げたりしている書面が出たと思います。

こうした冒頭陳述メモや論告メモ類についていかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 1**：もうどちらが検察官で、どちらが弁護人というのは、ちょっとよく記憶にないんですけども、事件発生前に被告人と被害者がやりとりしたスマホの画面のカラーコピーであったり、あと、放火だったんですけども、現場の詳細な写真であったり、事件の経緯の時系列の解説であったりをも組み合わせ、ちょっと例えは悪いかもわからないですけども、まるで絵つきの小説を読むように、状況が流れ込んでくるような、それを改めて法廷で裏打ちしていく、なぞっていくような印象で、とても抵抗なく、内容は理解できました。多くもなく、少なくもなく、必要十分だったと記憶しています。

**司会者**：この辺はむしろ検察官のほうの関心のあるところかもかもしれませんが、それぞれの主張書面についての御質問等、何かございますでしょうか。

**検察官**：2点ありまして、まず、1番の方からちょっとお話しいただいたんですけども、情報量、ちょっと長いなあと感じたことがあったかどうかという点と、あと2点目、冒頭陳述とか論告で一応書面は出させているんですけども、検察官も弁護人も恐らくそうだと思いますが、それをそのまま読んでいるわけではなくて、適宜、そこに書いてないことをちょっと口頭のみで追加して言ったりとかしているんですけども、その点で特に混乱とかなかったかどうか。どうせ言うんだったら、書面に全部書いといてほしいとか、そういうふうな御意見があるかどうかという点をちょっとお伺いしたいです。

**司会者**：もう一回皆さん、お手元のファイルのところをちょっと見ていただいて、今お話を伺っていると、時々主張書面の中と実際の証拠のところを両方お

話しされている方がいらっしゃるんで、今の質問はあくまでもお手元に配っているファイルに挟んでいる、この冒頭陳述とか論告弁論というもののほうがわかりやすいというところなんですけど、これの長さの問題と、あるいはここに書いてないことを実際説明するときいろいろつけ加えて話したりしたけど、それでかえって混乱しなかったかという御質問だと思います。

**裁判員等経験者 1**：先ほどもお話ししたように、私が裁判員をさせていただいた事案では、ここには記載がありませんがというようなことはほぼほぼなかったような記憶がありまして、本当に十分やった、ここ、あれ違うじゃないかとか、そういう印象は全くありませんでした。

**裁判員等経験者 2**：特に何もなかったと思うんですけど、やっぱり、論点だけ書いてくれているほうが、あとは自分で書き込む時間もありますし、あと情況証拠は話ししてもらえるんで、簡単なほうが私はいいと思いました。

**裁判員等経験者 3**：私も特になかったと思います。上手に映像と合わせて説明されていましたので、気になったところはばあっと線を入れながら聞いていました。

**裁判員等経験者 4**：本当にすごくわかりやすいもので、ピンポイントで押さえてある資料でしたので、とてもよかったですし、映像と合わせて説明いただいて、非常にわかりやすかったので、長過ぎるとか短過ぎるとかという、そういったことは感じなかったです。

**裁判員等経験者 5**：私も資料が多過ぎるというふうには感じなかったんですけど、何か、多分これだけ読んでもちょっとわからない部分はあるのかなと、今となっては思います。ただ、でもちょっとやっぱりややこしかったり、いろんな証拠を聞いて、やっとなあ、ああそういう意味かとわかることもあったので、まとめるというのも大変やろなと思ったので、そういう意味で見たら、やっぱりすごく上手にまとまって、わかりやすくしてくださっていると感じました。

**弁護士**：冒頭陳述というところ、かなり最初のころにすることで、裁判員の皆様もこの事件のストーリーとかも全然よくわかっていない状況でいろんなお話を聞か

されると。この冒頭陳述で弁護人や検察官がお願いしたいことというのは、今後、裁判を進めていく上での争点ってこれですよとか、こういうところに気をつけて聞いていてくださいねというのをお願いする部分なんですけれども、一番最初のまあ言うたら日常ではないところに座らされて、目の前からみんなに見られているという、何か余りなれない状況に突然ぽんと立たされて、弁護人や検察官がそういうふうな訴えている、ここを注意して見てくださいねとか、ここが争点ですよとかというのは、実際この冒頭陳述の中で頭に残るものなんですかねというところをちょっとお伺いできたらと思うんですけれども。

**司会者：**若干整理して御質問させていただきますと、恐らく今の質問は、皆さん今お話ししている中で、証拠調べも全部終わって振り返って見たらどうだなという御意見のところもあったようでございます。今、弁護士の方が質問されたのは、もう一回ちょっと自分が初めて法廷に入ったときを思い起こしてみても、本当に緊張して法廷に入って、最初に聞いたときに、そんなときにちゃんと理解できたかなというあたりがどうだったかという質問だと思うんですが、この点、いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 5：**そのときの記憶というのがちょっとあれなんですけど、多分、そのときははっきりここが争点だと、自分では分析できたかと言ったら、多分できてなかったと思います。どこか人ごとで、画面として法廷を見ているような感じだったような気がします。やっぱり後で思い返してみても、ああ、そういうことかというふうに思うことのほうが多かったように思います。

**司会者：**特に5番さんの担当したのはかなり複雑な事件だったので、恐らく最初のところで全部わかるのは難しかった事件だったと思います。

**裁判員等経験者 4：**私は、被告人がいて、その他証言される方たちが出てきてというところで、ちょっとあれ、どういう関係なのという人間関係とか、あと親子関係であったりとかという、そういうところがちょっとわかりづらかったなと思いましたので、そういうところがあらかじめわかって、こういうことが起こったんだという説明の流れであったほうがもっとわかりやすかったかなと思



います。

**裁判員等経験者 3**：コンビニで強盗して、人に傷を負わすなんか絶対悪いやんというような、物すごい単純な感覚でそこに座っていました。でも、来られて、いろいろ説明されて、その方を見たときに、どうしていったらいいんだろうなというふうな形に入っていたので、割とすんなりお話を伺うことはできたと思います。

**裁判員等経験者 2**：要するに、検察の方、弁護士の方、それぞれがこういうふうに考えていますというのはわかったんですけど、それが自分にとってどう判断すべきかというのがちょっとまだ、後に控室に戻って話し合いしたときに、やっとちゃんとしっかり考えられたかなと思いました。

**裁判員等経験者 1**：私が裁判員をした事例は放火って、恐らく皆さんが扱われている中でもそんなに複雑ではなかったと思うんですけども、被告人の量刑を最終的には決めるというところなんですけど、そこに至るまでにやっぱり被害者の人も大きく関わって、そこまでの事例が最初に冒頭陳述で話されていたので、そこだけ私たちが決めるのかというところ辺がすごくはてなマークが付きまして、この冒頭陳述が終わってから1回目の休憩のときに、控室で雑談レベルなんですけども、我々が裁判するのは、結局被告人の判決であって、途中の過程はどうなんだろうねというところから議論は入っていました。なので、皆さん、最初の冒頭陳述のところからすごく理解はされていたんだろうと思います。そういう話のできましたので。

**司会者**：ありがとうございます。もう既にお話の中に出てきておりますが、証拠調べ、要するにいろんな、今も出てきました防犯カメラとか、あるいは書面とか図面とか写真、あるいは証人とか、あるいは被告人自身の話、そういう証拠が出てきたと思います。それについてのわかりやすさ、問題点についてちょっと話を伺っていきたいと思います。

特に5番の方の事件というのは、本当にいろんな事件、E T Cが出てきたり、カーナビが出てきたり、証人が11人出てきたりという、何かそういう事

件でしたけれども、何か本当に聞いていてわかりやすさという点、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 5**：私が担当させていただいた事件は、それこそ本当に話を聞けば聞くほどわからなくなるって言ってたんですけど、そのときも。何か証人がすごい多いよっておっしゃられていて、もういろんな方がいろんな話しをして、何か最初は事件の概要というか、犯した罪についてという感じやったんですけども、だんだん被告人の人間性とか、被害者の方との関係性とかというところにだんだんみんなが引っ張られていくような感じの事件でした。

被告人の方はほとんど自分で話をされなかったもので、本当にいろんな証拠だけわあっと入ってきたような感じではあったんですけども、そういうところでちょっと争点がずれていたというか、あれなんですけど、引っ張られたところはあるんですけども、いろいろ話を聞いて、ああ、こういう状況で、こういうふうになったんやって、最終的にはまとまったかなとは思いますが、多分最中は自分も皆さんもこんがらがっていたとは思いますが、最終的には、こんだけ証拠があって、こういう話になるんやなというふうには理解できました。

**司会者**：5番さんの事件は難しいから、今ちょっとお話が出ましたけれど、まず、冷静に事件を見て、被告人がこの放火の犯人かどうかという、まずそういう判断と、もし犯人だったとしたら、結構人間関係が背後にいろいろある中で、そういうのも出してもらわないと、刑を決めるときにはそれも考えなきゃいけないと。両方の立証はごっちゃになりながら、いろいろ進めていて、この事情はどっちの事情だろうというのはよくわからないようなこともあったと思うんです。その辺、大体どの辺ぐらいで判断がしやすくなったのか、あるいはそれはもう本当に最後、評議の中でやっとわかったのか、それともどこかで、ああ、検察官のここがよかった、弁護人のここがよかったとか、何かそういう、印象に残るようなことがありましたか。

**裁判員等経験者 5**：最終的にわかったのは、全部の証拠を伺ってからということ

にはなったとは思いますが、まず、それをやったかどうかを判断して、その先で量刑とかという話にはなったんですけども、何かその際も再発のおそれがあるからとかという意見とかも出て、多分人間性はすごい絡んでくるんやなというの、その都度感じていましたけど、多分ちゃんと理解できたのは、本当に最後のほうやったと思います。

**司会者：**4番の方の事件は3日間ということで、ある意味、争点はシンプルだったと思いますが、ただ、その中で被害者の方が最初、証人が出てきて、かつその治療したお医者さんが出てきて、被告人の話を聞いてという流れだったと思います。この点、その辺の証拠調べの内容というのはいかがでしたか。

**裁判員等経験者4：**証拠についてもすごくわかりやすかったと思います。被告人が供述したときに、何か一度検察官に無理やり言わされたというようなことも言ったりという場面があって、そのときに検察官の方が、そのときの様子というのをもっと映像で出してくださったりとかということもありまして、無理やり言わされているというのが、無理やりじゃなくて、ちゃんと自分で言っているんだなというところとかがわかったりとかしたので、すごくスムーズに話を見ていくことができよかったです。

**司会者：**それで、傷口の状態を話すのにお医者さんが出てきたりもしますが、あの辺の話ってわかりましたか。どこにどう刺さってましたという話が出ていましたけども。

**裁判員等経験者4：**やっぱり専門家の方でありましたので、すごくわかりやすかったです。

**司会者：**一方で、3番の方の事件は、ちょっと古い話も出てきながら、店長さんとか出てきたり、あるいは確か精神鑑定したお医者さんが出てきたり、防犯カメラの映像も途中で出てきたりとか、いろんな証拠があったみたいですけど、その辺、いかがでしたか。

**裁判員等経験者3：**わかりやすく進めていただけたなと思います。ただ、内容の中で、悪いのわかっているけれども、この人、どうしたら更生するのかな、ど

ういうふうな形に持っていくんがいいんかなっていうのが、ねえ、とか言いながら、あと戻ったときにみんなと話していた。

だから、刑は受けるべきやけど、ただ、刑を受けるだけやったら、この人は更生しないんじゃないかな。何かそのあたりのことは、もう最後までちょっと残りましたね。

**司会者：**まさにその関係で、鑑定をした精神科の先生が来られたと思うんですけども、その中で、例えば具体的な精神障害の名称とか、そういういろんな言葉が出てきたりしましたが、その辺の専門的な話というものの理解のしやすさはいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者 3：**それはわかりやすく言っていたかと思うます。だけど、あのお話の中でやったら、それが原因で起こった内容ではないというのがよくわかりましたので、これはでも違う、でも生活態度を見ていたら、やっぱり今回どうなんかなと、かすかな期待はしながら、同じような状況なるの違うかなという不安感みたいなものがすごく残っています。

**司会者：**それから、2番の方の事件も、さっきちょっとお話が出ましたが、凶面の中や地図の中でどういう行動をしていたというのが出てきて、逆に何かわかりにくいところがあったというような話も出ましたが、その点、どの辺がわかりにくかったですでしょうか。

**裁判員等経験者 2：**被告人と被害者の道順が書いてあったんです。その点で、どこで被告人が被害者のことを見つけて後をつけたのかとか、そういうのがちょっと、何か大分飛んで番号が打ってあったんで、道順というか、そういう状況がちょっとよくわからなかったなというところです。

**司会者：**イメージですけれども、地図があって、その地図に被害者が歩いた経路と被告人が歩いた経路があったと。何か番号が書いてあって、ここでこういうことがありました、ここでこういうことがありましたというのがあるような図面だったのでしょうか。

**裁判員等経験者 2：**そうです。何か時間も一応書いてあったんですけど、余り細

かい時間まで覚えてないということだったんで、ちょっとわかりにくい図面になっていました。

**司会者：**要するに、そういうふうに経路があって、地点が書いているけれども、結局じゃあ、被害者がここにいるときに被告人が何かをしていて、次にこうなったときにどうなると、被告人と被害者の関係がわかりにくいという感じ、あるいは、被害者自身も結局どこで何をしたかがわかりにくいというところもあったんでしょうか。

**裁判員等経験者 2：**被告人の方はお酒で酔っ払ってはったんで、時間はちょっとわからないということだったんで、多分そういううやむやな感じの地図になってしまったんだと思います。

**司会者：**あやふやなのを図面に落として、かえってわかりにくくなってしまったところがあったみたいですかね。

もう一つは、2番の方が参加された事件というのは、性犯罪ということもあったと思うんですけども、特に被害者の方は法廷で証人に来られなかったみたいで、供述調書を読み上げたと思うんですけども、この点は本人が証人で来なくて、供述調書を読み上げた形での立証をしたというのは、何かわかりやすさの点で感じたところがありますでしょうか。

**裁判員等経験者 2：**被害者の方は来られてなかったんで、宥恕するとかありますよね。あれで宥恕しませんということらしい、そういう話を聞いて、宥恕しませんというのは、罪を減らしてくれとか、そういうことは考えてないと。それで、文章でそう書いてあったんで、何かそっちのほうが僕は顔を合わせてその話を聞くより、すごく深刻にその方は受けとめているのかなとは思いました。

**司会者：**事件の起こったことのわかりやすさというので、何か違いはありますか。要するに、調書を読み上げるんで、少し被害の内容がわかりにくかったとか、イメージしにくいというのがあるのか、それともそうでもなかったのかというのはいかがでしたか。

**裁判員等経験者 2：**わかりにくかったということはなかったんですけど、やっぱ

り来られてないから、今の現状、被害者の方はどう思っているかわからなかったんで、ちょっとその被害者の方の感情が置き去りになっているかなとは感じました。

**司会者：**1番の方の事件は、先ほどから出ている放火ということですが、争いはないんですけれども、精神疾患の問題があって、鑑定をしたお医者さんも実際には出ておりますが、一方で何か経緯で交際相手との関係もいろいろあったんだけど、そちらのほうは誰も出てこなかったというような形の立証だったと思います。その辺でわかりやすさとかわかりにくさはいかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者1：**私が参加させていただいた裁判は、今皆さんに伺った中では、とてもシンプルだったのかなと思わせる内容でした。被告人の最初に放火したという話と、被告人を初めて見て、これは悪いんだろうというふうに思っていたんですけども、やはりそこに至るまでの経緯というのがいろいろあって、いや、ちょっと待てよというような話がたびたび出ておりました。なおかつ知的レベルからの話で、先生が来られてお話しされていたんですけども、その話の内容もすごくわかりやすく、きっちり記憶に残ってはいないんですけれども、表にされていまして、被告人がどこに当たるかとかいうようなことも細かく説明されておまして、十分納得できる内容だったと思います。

**司会者：**実際聞いてみて、もうちょっとこういう証拠があったらよかったとか、そういうところの感想とか、特に何かありましたか。

**裁判員等経験者1：**事件の内容的に、必要十分だったと思います。

**司会者：**この点、立証のあり方ということで、検察官、弁護士の方々、御関心あると思います。何か御質問とかありますか。

**検察官：**先ほど特に2番の方から勉強になる御意見を頂戴いたしまして、検察官としては、一応、証拠にあること、証拠上わかることしかももちろん証拠にはならないのでということもありますし、あと証拠にあつて、いろいろ細かくわかったとしても、それを全部証拠に乗せることの意味だったりとか必要性だった

り、逆に混乱するんじゃないかとかというところで、一応、検察官なりに取捨選択をさせていただいて、これでわかりやすいんじゃないかと思うような証拠をつくらせていただいている現状なんですけども、その点はちょっと今後も検討課題というか、勉強課題にさせていただきたいと思います。

その点でなんですけど、先ほど3番の方からも、刑に服さなきゃいけないけど、この人、このままでいいんだろうかというふうな御感想とか、あったということなんですけども、とりわけ刑を決めるに当たって、検察官や弁護人から、こういう証拠だったり、こういう資料があれば、もっとすばっと判断できたとか、もうちょっと議論が深まったとか、そういうものがあれば、今後の参考に教えていただきたいなあと思うんですけれども。

**司会者：**要するに刑を決める上で必要な資料として、皆さんが悩まれたという話  
がいろいろ出ましたんで、もうちょっとそういう観点からの必要な資料という  
のは何かあったかどうか。今思うと、こういうのもあったら判断しやすかった  
なというのがあったかどうか、いかがでしょう。

**裁判員等経験者 1：**そんなに難しい案件じゃないので、恐らく必要十分でした。

**裁判員等経験者 2：**私が参加させてもらった事件については、先ほど言ったよう  
に、わからなかったところは順路のみ、その辺だったんで、それはアプリか何  
かで個人でそれぞれ担当した人が作るんじゃなくて、組織自体でこういうアプ  
リで作ったってというような、そういうのがあったほうが、積み重ねていったほ  
うがわかりやすい地図になると思うんですよ、そういうアプリがあったほう  
が。そういうのを作ったほうがいいんじゃないかなと思いました。

**司会者：**特に例えば2番さんが担当された事件は、実刑か執行猶予かが問題にな  
ったと思いますけれど、それを決める上で、他にもこんなのがあったほうがよ  
かったというのは特にはなかったですか。

**裁判員等経験者 2：**判決どうしますかと言われる前に、まず、自分たちで執行猶  
予、実刑か無罪かと考えてくださいってあったんですけど、その後に、これこ  
れこういう事案は、これぐらいの量刑ですというのが後で言われたんで、そっ

ちを先に出してくれたら、早く済んだんじゃないかなと思いました。

**司会者**：3番の方、さっき悩まれたという話をされましたけれど、それは例えば検察官や弁護人がこういう証拠も出してくれたらよかったなと思うようなものは何かありましたか。

**裁判員等経験者3**：いや、そのレベルではないんです。結局、刑のほうは決まっていたと思うんです、あの状況だったら。ただ、その刑を受けたからといって、被告人が本当に更生できるのかどうか、そのあたりの服役しながら治療したり、生活態度を少しずつ変えていけるような、そういうケアが今まだないんですよね。何かそれがなければ、被告人の場合は無理じゃないかなという、そのあたりのことを言ったまでです。刑については、こんな例もありましたとかいうのも、全部教えていただきましたし、よかったんじゃないかなと思います。

**司会者**：制度自体をつくってほしいという、少し大きな望みなのかもしれないですね。

**裁判員等経験者4**：刑を決める上で、どういうことをしたらどれぐらいでというのはやっぱりすごくわかりづらいところかなとは常日ごろ思うところでごさいます。今回、殺人未遂というか、人の命に関わるのに、それだけの刑期でいいのかなって個人的には思うところもありまして、やっぱりもうちょっとわかりやすければいいなと思います。

やっぱり皆さんおっしゃるように刑を受けたからといって、反省して更生するのかといたら、結構、事件を起こすと犯人の人権ばかり守るようなことが言われる報道が多くて、じゃあ、被害者はどうなのっていうところがちょっと抜け落ちているんじゃないかなっていうのも考えると、やっぱりちょっと日本の刑とかが全体的に軽いようにも感じますし、こういうことをしたら何年、こういうことをしたら何年というのが、わかりづらいと思います。

**司会者**：5番の方の事件、いかがでしょうか。有罪、無罪かというところもかなり証拠があったんであれですけど、その後の刑を決める上で、もし検察官や



弁護士からこういう証拠が出てきたら、もうちょっと刑を決めやすかったなというのがあるかどうか。

**裁判員等経験者 5**：今、この資料を読み返してみても思ったんですけど、何かそのときも感じたんですが、被告人の方も全然しゃべらなかつたというのもあったんですけども、はっきり指紋が出てきたとか、その人の車も人の車で行って、そこからのカーナビの順路でとかということ、何か微妙に証拠としてもちょっとこの人がやったという核心的なものがなかつたように思うんです。

その状況の証拠の積み重ねと、あと人間性も絡めてというところで、最後、刑の話になっていったと思うんですけども、そういうところで証拠のことなので、資料がどうかということではないとは思いますが、どこが決め手になるのかなというところが、最後まで悩んでいたところですし、我々素人なので、こういうことをしたら懲役何年になるという、まずその知識がなかつたので、今までの裁判の話をお伺いして、最終的に話し合いになったと思うんですけども、やっぱりそういう予備知識がないので、そういう基準となるものを聞いていけば、またもうちょっと考え方は変わったのかなと思います。

**検察官**：3番さんのお話ですが、病気にもよるとは思うんですけど、刑務所にもよるとは思うんですけど、刑務所でも治療は行われているんです。ただ、それを検察官が積極的に多分今まで余り資料とか証拠として出してないというところがありまして、今後、何らかの病気を持った被告人に対する刑を決めるに当たって、そういうふうな疑問点だったり不安点があるということであれば、その点を解消するために、そういう点も検察官が主張、立証していかなければいけないのかなあというふうに考えております。

**弁護士**：皆さん、裁判の中でいろんな証拠を見て、有罪・無罪を決めて、量刑がこのくらいやと決めてこられたと思うんですけども、その証拠を見られた後で、大体後やと思うんですけども、被告人質問があったと思うんですよ。率直に被告人質問を、被告人がしゃべっていることを聞いて、どういう感想を持

ったかをお伺いできたらなと思ひまして、それで、被告人がしゃべったことが有罪・無罪には余り影響はしないかもしれないですけど、量刑に被告人の印象が例えば悪かったから量刑、重くなっちゃったなとか、そういうような影響ってあったものなのかなどなのかって、ちょっと教えていただけたらと思ひます。

**司会者：**これもかなりちょっと範囲が広いんで、いろんな御意見があるでしょうけれど、感想という意味で、1番さん、いかがでしょうか。被告人の話を聞いて、何か影響がありましたか。

**裁判員等経験者1：**私が参加した事件は若い女性の放火だったんですけども、話を聞いて、非常に同情しました。最初に事件の話だけぱっと聞いたときは放火なんで、悪いことをしていると思ったんですけども、冒頭陳述ですか、これで決して被害者のほうにも問題がなかったわけではないということも十分認識した上で、その被告人の話を聞いて、私個人的にはなおこれは気の毒な被告人だなあという思いがすごく増しました。

裁判には結局、被害者の方は来られてなかったんですけども、そういうことを言うとあれなのかもわからないですけど、来られていて、そのキャラクターにもよると思うんですけど、そこに至らしめる原因が全くなかったわけではない被害者の人を実際見てしまったら、余計被告人のほうにちょっと情がわいてしまったのではなかったらどうかと、終わってから思ひます。

**裁判員等経験者2：**被告人の方がちょっと立て板に水というか、うまく言葉にできない人なんだなと思ひんですけど、被告人の話を聞いて、同情というか、そういうふうな方向にはちょっと行けなかったなと。それに被害者の方は来られてなかったんですよ。それで、余計ちょっと被告人の方の無責任さというか、そういう点が浮き彫りになったような気がしました。

**裁判員等経験者3：**話を聞きながら、こういう生活をしてたら、そりゃあかんやろというふうな感じがものすごく伝わってきたんですよ。もともとすごいしっかりされていた方でしたので、話を聞いてたら。だから、このサイクルをどう

にか変えないと、この人、まともにはならへんというふうな感覚のほうがひしひしと伝わってきましたね。

**裁判員等経験者 4**：検察官に言われたとか、ちょっと反省してないというのがすごく強調された感じにはなってしまうまして、ちょっとやっぱり重くなってしまったかなというところは感じられました。

**司会者**：4番さんの事件は被告人が話した話が、もう片っ端から弁解が証拠と比べても完全にうそだというような主張になってしまって、それはやはり影響は大きかったですかね。

**裁判員等経験者 4**：はい、ちょっとやっぱり影響は大きかったです。

**司会者**：5番さんの事件もさっきから出ていますように、本人はそんなに多くを語ったわけじゃないんですけど、犯人じゃないと言ったけど、認定としては犯人になって決めるという話ですが、本人の話を聞いたときの印象で何か覚えていることはありますか。

**裁判員等経験者 5**：話した内容というよりも、すごい印象に残っていたのは、事前に撮られた写真と、そこにいらっしゃる御本人が、何かもう全然別人のようだったんですよ。変な話、言葉悪いんですけど、写真では結構イケイケな感じで、やんちゃしてそうな感じやったんですけど、実際、法廷にいてはった被告人は、もう何か憔悴しきったような感じで、ほとんど言葉も発しなくて、ただ、何か言われたことには否定したりとか、一言、二言はあったんですけど、特に強く言い訳してたとか、反論していたとかという印象もなかったです。ただ、何か何があったんやろうとか、この人、今、何を考えているんやろうっていうような疑問が逆に残りましたね。

**司会者**：それぞれ本当に被告人のキャラクターによってかもしれませんけれども、さまざまな印象を持たれたかとは思いますが。

最後に、皆様からもう先ほども少し話が出ましたが、評議の問題で、量刑あたりが非常に難しかった。先ほど他の事例という話とかありましたけれど、これはまさに検察官、弁護人じゃなくて、裁判官がきちっと評議の中で説明でき

たかというところもあろうかと思えます。

ちょっと評議のところでの御感想をお伺いしたいと思えます。特に有罪、無罪の話が問題になった事件もありますが、皆さん、最後共通して、量刑をどうするかというのは結構悩まれたと思えます。その中で、量刑グラフとか参考事例とか見たりしたこともあるかと思えますが、ああいうものを見せるタイミングとか説明の仕方とかでいかがでしょう。何かもうちょっとこうしてほしかったなという、先ほど若干出た御意見もありますが、そういう御感想とかありますか。

**裁判員等経験者 1**：量刑が、一般的にこういう量刑ですよというのを先に見せられておれば、もっと早く何か落としどころと言ったら悪いんですけども、着地点は早く見つかったんだろうと思うんですけども、やっぱりそれを見せていただく前に、みんなはどう思うというのを意見を出し合ったんです。そういうのは公平な判断をしていく上で、やはり必要なのかなあと。

裁判員の中で先ほど話しましたように、多分、私は結構、被告人は気の毒だなというほう寄りだったと思うんですけども、いやいや、それとこれとは別だよってというようなスタンスの方もいらっしゃいましたし、やっぱりそういうのを議論して、最終的に量刑を決めていくという上では、一番最後にこういう、前例ではこういう感じなんですよって見せていただいたほうが、重い量刑、みんなが責任持ってそうだねと言える量刑を出せたのではないかなと思えます。結果的に後から、最初に、もうみんな、今思っているのはどうだろうというのを出していただいてから、後で、実際はこんな感じなんですけど、これを見た上で、やっぱりどうですというような感じの進め方をしてくださったので、それは私としてはよかったんじゃないかと思えます。

**司会者**：さっきも少し話してましたが、2番の方、いかがでしょう。ああいう量刑の資料というのは、どのタイミングでどういうふうに言ってもらったらいいか。

**裁判員等経験者 2**：私も1番さんが言われたように、まず考えてください。それ

から、これでどうですか。それでもう一度考えてくださいという、そういう流れのほうがよかったと思います。ですけど、何か最後のグラフを見せてもらってからの判断、どうしますかという、やっぱりそこで納得できないものを納得させる、自分で納得させて合意しますって出すときに、何かちょっと諦めのよなものが自分の中であったような感じがしました。そういうもんのかなと思ったら、そういうもんかもしれないですけど、それが気になった点です。

**司会者：**今のお話のところですが、これもずっと私もこの10年ぐらい裁判をやっていて、時代によっても少し違うところもあるんですけども、まさに量刑というのは、裁判員の方の本当にいろんな感覚を入れなきゃいけないという議論と、公平にもしなきゃいけないというところで、この辺の説明をいつも苦労しながらさせていただいているんですけども、そういう意味で公平さが大事ですよという説明なんていうのは、腑には一応落ちたんでしょうか。それとも何かちょっと割り切れないところもあるなという感じだったんでしょうか。

**裁判員等経験者2：**率直に言って割り切れない。人としてちょっとしっかりしてくださいと、被告人には言いたいです。

**司会者：**わかりました。また、御意見を参考にさせていただいて、いろいろ説明のほうも考えたいと思います。

**裁判員等経験者3：**みんなのどれぐらいの刑が要るかという話合いをした後で、過去の事例というんですか、このときにはこれぐらいでというふうな話をされました。それでみんなでもう一回、話をしました。もうすんと落ちていきます。

**司会者：**そういう意味では、3番さんの事例は、何年にするかというあたりが問題になった事件だと思いますけど、やっぱりああいう、大体こういう事件では何年ぐらいになっていますねという資料があったほうが議論はしやすかったでしょうか。

**裁判員等経験者3：**それは必要なんじゃないかな。私たちには全然わかりませんのでね。

**裁判員等経験者 4**：多分、参考事例を聞いたのは最後のほうだったと思うんですけども、恐らく最初のほうに、もし、それを聞かされていたら、先入観にとらわれてしまっていたと思うので、最後のほうでよかったのではないかなって思います。

参考事例についてなんですけれども、事件のすごく詳細、背景がわかるわけではないので、参考事例があったからといって、それが本当に参考になったかというところは、ちょっと疑問に思うところです。

**司会者**：5番さんの事件もちょっとやや特殊な事件ではあったんですが、いろんな他の事件とかを見比べながら判断していますが、その辺の説明の仕方とか、資料の内容とかいかがでしたでしょう。

**裁判員等経験者 5**：私が参加させていただいた事件は、量刑についてどうするかというところで、印象として残っていたのが、皆さんが結構イメージしているものが、これぐらいのことはしても刑期って大体こんなもんなんやっていうのを、資料を見たときにみんなで話したような覚えがあります。

放火自体は資料を見て、結構、これぐらいの範囲が燃えたから、これぐらいの刑期が適切なんじゃないかというふうにとまっていたんですけども、先ほどからちょっとお話しさせていただいているように、結構、この被告人の人間性であるとか、ちょっと恋愛絡みで、そこが絡んできたりとかしていて、その分をどれだけ上乘せするかとかというところはありましたけども、最終的には多分、納得した形で終わったように記憶しています。

**弁護士**：評議までの手続の中で、検察官とか弁護士とかが、先ほどからあるような冒頭陳述のメモとか、弁論メモとか、あとは被告人質問のメモとか、そういうのをお渡ししていると思うんですけども、評議の中でそういうものってどの程度参考にされましたか。

参考にそういうのを見ながら、例えばこれについて考えなきゃいけないとか、そういうことって意識されてましたかということをお伺いできたらと思います。

**裁判員等経験者 1**：私の事件は結構シンプルでしたが、ちょっとニュアンスがどうだったかなとかって、何度も何度も繰ったことは覚えていますので、やっぱり何度も見直すのは見直しはしました。

**裁判員等経験者 2**：私もやっぱり休憩時間とか、ちょっと話したりすることがあったんで、そのときに何度も見直したり、ちょっと気になったところを書いたりしていたので、とてもよく使ったと思います。

**裁判員等経験者 3**：ライン引いたりしながら、裁判所の中で話を聞いているときも気になったところは全部チェック入れていましたから、私はすごく参考にさせていただきました。

**裁判員等経験者 4**：話を聞いて、メモを自分でもしてたんですけども、やっぱりそのメモが間に合わないところもありまして、みんなと話し合いをするときに、参考にはさせていただいたところがあったので、とてもよかったです。

**裁判員等経験者 5**：私もすごく資料を何回も見返した覚えがありますので、最後のほうに被告人と被害者の方のラインのやりとりを、すごい束になっていただいたんですけども、何か最終的に人間性というところで争点というか、みんなで話し合ったところで、すごくキーになるところがあって、それがはっきりわかったのが、このラインのやりとりだったりのりで、それを結構最後のほうでじっくり読んでいたように思いますので、文章での資料もかなり参考になったと思います。

**司会者**：それでは、最後に皆様から一言ずつ、これから裁判員となられる方へのメッセージをお願いいたします。

**裁判員等経験者 1**：最初、裁判員、どんなことをするんだろうとか、全然、法に明るくないのにとか、不安ばかりなんですけども、やっぱり決して人ごとじゃない事件が身の回りでも起こっていますし、そういうことをある程度知っていかなければならないということもあると思いますし、裁判員がどういうことをするんかということも全然知ってなくても、気負いなく参加していただきたいなと思います。

**裁判員等経験者 2**：私もやっぱり経験したからこそわかることもあると思うんで、会社でもちょっと余り評判よくなかったんですけど、裁判員制度って、面倒やなとか、邪魔くさいなとかあったんですけど、もうちょっとそういうところを周知をうまくやったら、とても勉強になりましたんで、私はとてもよかったですと思います。

**裁判員等経験者 3**：経験させていただいて、とてもよかったですと思います。特に裁判所なんていうのは、ふだん関係ないと言ったら悪いけど、余り関係ない世界ですし、テレビドラマで見てるぐらいの世界ですよ。でも、本当に参加させていただいて、細かいところまで丁寧に審理されているというのがすごくわかったのと、裁判官の方々がすごいフレンドリーだったので、びっくりいたしました。身近に感じる必要はないにしても、経験することは絶対いいんじゃないかなと思います。

**裁判員等経験者 4**：本当に今回、参加させていただいて、非常に勉強になりました。物を真剣に考えていく、人ごとではないというところですね。テレビで事件を見ていても、本当に真剣に考えるようになったので、本当に参加してよかったですと思います。

**裁判員等経験者 5**：私も経験させていただいて、とてもよかったですと感じています。職場とか友達とかに、裁判員に選ばれたという話をしたところ、何か自分もやってみたいという、すごい肯定的な意見と、そんなん怖い、絶対嫌やという否定的な意見と、物すごい両極に分かれていたんですけども、自分はちょっと興味があったので、選ばれたときもうれしいと言ったらなんですけども、参加できてよかったですと思っていたんですけども、怖がっておられる方も、専門家がたくさんいて、やっぱり意見として話を聞くだけと言ったらおかしいんですけども、伝えて、それをまとめてもらうということなので、怖がらずに参加していただいたらと思います。

**司会者**：どうもありがとうございます。それでは、本日、記者の方のほうから何か御質問等ございますでしょうか。



**記者：**冒頭に少しあったんですが、裁判員制度に参加するに当たって御苦労された方も複数いらっしゃるとお聞きしまして、もう一度伺いたいんですけど、これは全員の方にちょっと伺いたいので、ひとまず挙手で伺えればと思うんですが、改めて確認する上でなんですけど、会社の公休制度を利用したという方はお二人ですか。有休を使用したという方がお一人。3番さんはお約束とかいろいろ変更してという感じで、4番さんは無給ですか。

制度が始まって9年がたっているところなんですけれども、参加しようと思ってもお仕事の関係とか、人によっては御体調の関係でなかなか難しいという方も中にはいらっしゃるかと思うんです。それはどうしようもないことだとは思いますが、ただ、この制度がある以上、大変大きな意義のある制度だと思いますので、これから普及するに当たっては、社会全体だったり、あるいは裁判所だったり、それぞれのところで何かを努力しなければならないところってどんなところか、1番さんから5番さんまで、それぞれお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

**裁判員等経験者 1：**今現在は、例えば企業にパンフレットとか送付されたりはしているんでしょうか。そういうのはないですよ、恐らく。

**司会者：**1番さんのときは、勤務先向けに案内書とか入ってなかったですか。

**裁判員等経験者 1：**入ってなかったですね。なので、そういうのも必要でしょうし、どうしても国民の義務というようなレベルになるのであれば、もう企業さんにペナルティーを科すぐらいの話じゃないと、恐らく浸透しない。あと、小企業とか町工場みたいなところの従業員が少ないところだと、職人さんのやっぱり手が足りないとかで、なかなか難しいところがあるんじゃないかとは思いますが。

**裁判員等経験者 2：**私の職場では、興味がある方もいらっしゃるんですけど、やっぱり公休みたいなのが取れないということで、ちょっと否定的な方がいっぱいおられるみたいです。教育機関の学生とか、そういうところには裁判官の方が説明に行ってはるんですよ。そういうのは有意義だと思うんですけど、会

社のほうに裁判官の方が来られて、説明とか、そういうのはちょっと仕事も押しただけなんで、余りよくないなと思って、社会人のほうはもうちょっと周知のほうをよく考えたほうがいいんじゃないかと思います。

**裁判員等経験者 3**：私は、仕事をしていたときだったら絶対無理だったんです。代わりがきかない仕事ですのでね。ただ、なったときに、男の方が何人もなりたかったなあって言われたんですよ。どんなふうに使われているのか全然わからなくて。だけれども、やってみたいなという思いの方はたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思います。

**裁判員等経験者 4**：やっぱり企業のほうにもっと理解を深めるような働きかけというのは、とても必要なんじゃないかなと思います。最終日にプリントをいただいて、企業に説明に行きますよというのもいただいたんですけども、それを渡しても、ごみ箱に捨てられただけで終わってしまいましたので、企業に参加しやすい環境づくりというものをもっと広めていただきたいと思います。

**司会者**：押しかけるぐらいの勢いじゃないとなかなか難しいのかもしれないですね。

**裁判員等経験者 5**：実は私のところは、私がちょっと直属の上司に、こういうのに選ばれるかもしれないですって話を前もってしたときに、総務に行ったら、何かそういう通知来てたなと言われたそうで、何か前もって会社のほうには来ていたみたいなので、ただ、うちも最初は有休でとかいう話を進めてたんですよ。後になってから、やっぱりこれはそういう特別な事情やからということで、何か特別な公休みたいなのにかわり替わったような形で、総務課の中でも知っている方がいたり、知らない方がいたりということで、やっぱり知識とか会社の制度というのが、まだちょっと曖昧なところがあるかなという気がするもので、それぞれの企業でもっと周知とか制度化というのをしっかりしないといけないのかなと思いました。

**記者**：もう1点だけ、皆さん、それぞれに伺いたいことがあるんですけども、今、裁判員裁判の審理が、制度開始以降からどんどん延びていると言われてお

ります。9年前までは4日ぐらいで審理が平均してあったんですけど、今は9日ぐらいになっていまして、こういう全国的に審理が長期化する傾向については、皆さん、いかがお感じになったかなと思ひまして。

必ずしも皆さん、9日とか4日とか、そういう当てはまるような日数ではなかったと思うんですけども、もしこれがさらに将来にわたって日数が増えるようであればというところはいかがでしょうか。

**司会者：**5番さんは、まさにそれぐらい長い期間でしたが、いかがでしょう、その期間が長かったということについては。

**裁判員等経験者5：**最初のほうにもお話したんですけども、他と比べてどうというのがなかったのて、そんなものかなと私は感じていたんですけども、個人的な負担としては、そんなに長くなっても、多分ないとは思ひんですけども、やっぱりお仕事で抜けられない方とかになつてくると、ちょっと負担になるのかなというようない感じがします。

**司会者：**4番の方、いかがでしょう。もし本当に9日とかもつと長かつたら。

**裁判員等経験者4：**やっぱり長くなつてくると、企業としても個人としても負担は大きくなるのかなとは思ひんですけども、だからと言つて短くまとめるとかということは絶対あつてはならないことだと思ひますので、難しいところですね。

**司会者：**3番の方は、割と期間のかかる事件でしたが、いかがでしたでしょうか。

**裁判員等経験者3：**意見としては4番と同じです。審理をだからと言つて端折つてしまえば、何をしているのかわからなくなりますけれども、何か新聞でこの間ものすごい長期で、やめられる方も出るといふのを見て、えっと思つたんですけども、だから、内容を考へて、裁判員裁判のときには選んでいかないと無理じゃないかなといふのは思ひます。

**司会者：**2番の方、割とコンパクトにできた事件でしたが、もし今長かつたらと考へると、いかがでしょう。

**裁判員等経験者 2**：長くなるということから、中休み、あるいは週末、そういうところで考えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

**裁判員等経験者 1**：2番さんがおっしゃったように、中休み等もそうですし、私が参加した裁判でも、他の方がおっしゃっていたんですが、やっぱり仕事人を呼ぶのであれば、土・日・祝日もお休みじゃなくて、やらざるを得んのじゃないんですかというようなことをおっしゃっていました。確かに長期化して、裁判員を選べないのであれば、それも選択肢の一つとして避けられないのではないかなと思います。

**司会者**：本日は本当にさまざまな御意見ありがとうございました。そうした御意見について、裁判所のほうでもいろいろ考えなきゃいけないなと思うところもありましたので、御意見を生かして、また今後も裁判員制度がよりよくなるように努めていきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。これで意見交換会のほうを終わらせていただきます。

以 上